

06_「川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
特別養護老人ホーム	居室定員	(設備の基準) 第十一条 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	(設備の基準) 第11条 4 (同左)	
		一 居室 イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、 <u>入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</u>	(1) (同左) ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、 <u>入所者のプライバシーの確保に配慮するとともに、個室への転換が可能となるよう設計上の工夫を行うときは、2人以上4人以下とすることができる。</u>	居室定員については、入所者のプライバシーへの配慮等は欠かせない点、多様な市民の方のニーズに対応した施設整備を行っていく点等を考慮して定められたものである。 ここでいう「入所者のプライバシーの確保に配慮する」とは、壁やふすまのような建具まで要するものではないが、パーテーションや家具等により入所者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。 また、「個室への転換が可能となるような設計上の工夫」とは、ベッドや窓の配置、居室内に入所者が通行するために必要な動線を確保する等、将来的に個室への転換が可能となることを想定した設備の配置等の工夫がみられるものを指す。
	廊下幅	6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。	6 (同左)	廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出のための動線を確保することを考慮した上で、円滑な往来に支障が生じない水準として定めたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、利用者、従業者等がすれ違う際の動線を考慮した上で、アルコールを設けることなどにより、円滑な往来に支障が生じない場合を想定している。
		一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。	(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。ただし、 <u>廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。</u>	
	運営規程	(運営規程) 第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	(運営規程) 第8条 (同左)	
		一 施設の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 職員の職種、数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 入所定員	(3) (同左)	
		四 入所者の処遇の内容及び費用の額	(4) (同左)	

06_「川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		五 施設の利用に当たっての留意事項	(5) (同左)	
		六 緊急時等における対応方法	(6) (同左)	
		七 非常災害対策	(7) (同左)	
		八 虐待の防止のための措置に関する事項	(8) (同左)	
			(9) 緊急やむを得ない場合に第16条第4項に規定する身体的拘束等を行う際の手続 (10) 個人情報の管理の方法 (11) 苦情への対応方法 (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
	九 その他施設の運営に関する重要事項	(13) (同左)		
	記録の整備	(記録の整備) 第九条 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第10条 2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。